

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 15日施行

令和 6年 4月 15日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町要綱第26号

佐用町若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに
公布する。

令和 6年 4月 15日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第26号

佐用町若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱（平成27年佐用町要綱第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「20歳以上」を「18歳以上」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、18歳から20歳未満の小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用している者は除く。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。